

発議第 4 号

西予市の財政に関する特別委員会の設置について

令和 7 年 6 月 27 日提出

西予市議会議長 宇都宮 俊文

次のとおり西予市の財政に関する特別委員会を設置するものとする。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 西予市の財政に関する特別委員会 |
| 1 | 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び西予市議会委員会条例第 6 条 |
| 1 | 委員の定数 | 8 名 |
| 1 | 目 的 | 本市の財政の健全化にむけた取り組みについて調査研究を行う事を目的とする。 |
| 1 | 設 置 期 間 | 調査研究が終了する日まで継続存置することとし、閉会中も調査研究するものとする。 |
| 1 | 提 案 理 由 | 極めて厳しい局面を迎えている本市の財政運営を鑑み、市では財政改革に取り組んでいるところであるが、議会の立場からも、本市の財政の健全化にむけた取り組みについて調査研究するため、特別委員会を設置するものである。 |